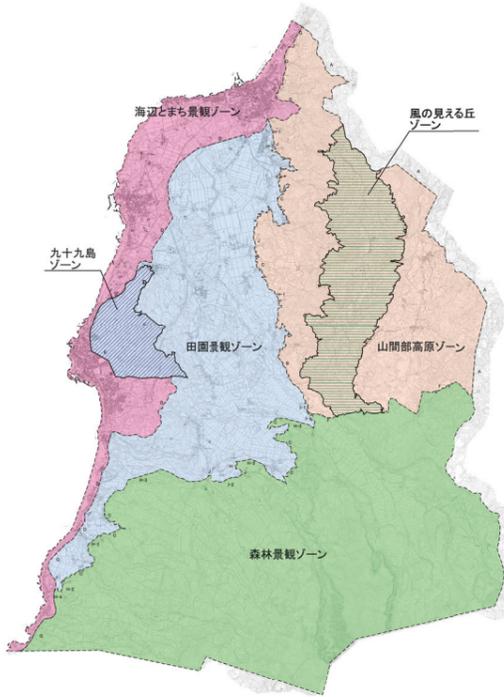


にかほ市は「**景観行政団体**」になります



区分	ゾーン概要
森林景観ゾーン	・鳥海山の豊かな自然を中心としたエリアとします。 ・鳥海山の豊かな自然の保全と活用が図れるような景観に誘導していくゾーンとします。
山間部高原ゾーン	・仁賀保高原の豊かな自然を中心としたエリアとします。 ・高原の自然が保全されるような景観に誘導していくゾーンとします。
【重要地区】 風に見える丘ゾーン	・本市の特徴的な景観ともなっている風車が群立するエリアとします。 ・高原の自然と風車とが調和した本市の新たな観光スポットとして活用できるような景観に誘導していくゾーンとします。
田園景観ゾーン	・市中央部に広がる農地を中心としたエリアとします。 ・田園（農地）と集落が調和する景観に誘導していくゾーンとします。
【重要地区】 九十九島ゾーン	・独特の景観美をもつ天然記念物に指定されている「象潟」九十九島とその周辺農地を中心としたエリアとします。 ・本市の歴史・文化の拠点として、その景観の保全と活用が図れるような景観に誘導していくゾーンとします。
海辺とまち景観ゾーン	・市の西側、沿岸部と市街地を中心としたエリアとします。 ・それぞれの地域にあった景観へ誘導していく地域とします。 ⇒海辺や周辺農地と調和した景観 ⇒地域の歴史文化資源と調和した景観 ⇒落ち着いた潤いある街並み（住宅地の景観） ⇒商店街などの賑わいの創出 など

景観計画区域「にかほ市全域」

景観特性ごとに、大きく4つのゾーンに区分し、景観形成の方針を定めています。

○景観計画を策定する
(1)届出行為の対象エリアを拡大します
 「秋田県の景観を守る条例」では、一定規模以上の建築物（高さ13m以上または延べ面積1,000㎡）や工作物の新築・増築等、物品の集積または貯蔵、土石等の採取などの行為を行う場合、高速道路や一般国道、県道や鉄道線路から200m以内は届出が必要でしたが、その届出対象範囲が「市全域」に変わります。そのため、計画で定める景観形成の基準に従って、市全域でより景観保全への配慮や周辺景観への調和に配慮することが可能となります。

《適用除外行為》
 各ゾーン内で、自然公園法や文化財保護法、秋田県屋外広告

物条例により、規制がかかるものに対しては、届出の規模を超えていても、届出を行う必要はありません。

(2)風力・太陽光発電施設の設置を規制・誘導することができます
 風力発電や太陽光発電施設は、住環境や景観に悪影響を与えないように、適切な場所への誘導や規制を行います。

《風力発電設備》
 ①住宅から500m以上距離を取った位置とすること
 ②「森林景観ゾーン」や「田園景観ゾーン」では、高さ30m以下とし、大規模な風力発電設備の設置は避けること
 ③「山間部高原ゾーン（重点地区・風に見える丘ゾーン）」では、市街地からの眺望や鳥海

山などの稜線を超えないように（稜線に配慮）すること
 ④「九十九島ゾーン」は、原則設置しない など

(3)住民の生活環境やまちへの愛着心が向上します
 景観とは、単に視覚的なものだけでなく、自然や先人たちの生活により、長い年月の中で

①山腹などの傾斜地に設置は避けること
 ②低反射、低明度かつ低彩度のものを使用すること
 ③主要道路からの眺望や周辺景観への影響等を低減するため、敷地境界からできるだけ後退させること
 ④「九十九島ゾーン」は、原則設置しない など

※一般住宅は除く

○今後の予定
《にかほ市景観計画》
 策定：令和2年1月以降
 施行：令和2年7月以降
 「にかほ市景観条例」は、景観計画の定める事項に実効性を持たせるもので、現在、制定に向けた協議を進めているところです。

問合先 農林水産建設部 建設課
 都市整備班
 ☎ 38・4306

①次世代を担う子どもたちが、景観について興味を持ち知識を深めることができるよう、学習機会の創出を積極的に検討します。
 ②市民・事業者が地域に愛着を持って、自発的、継続的に景観まちづくりに取り組めるような支援体制を検討します。



にかほ市は「**景観行政団体**」になります
 令和2年1月から

にかほ市は、出羽富士・秋田富士とも呼ばれる霊峰鳥海山や恵み豊かな日本海、独自の景観美をもつ天然記念物「象潟」九十九島、風車が群立し新たな特徴的な景観が形成されている仁賀保高原など、貴重な景観が数多く存在しています。これらの景観を後世に継承していくためには、市独自の景観に対する取り組みが必要となってきました。

○景観行政団体とは

景観法では、景観法に基づく諸施策を担う自治体を「景観行政団体」と言います。都道府県や政令指定都市、中核市は景観法により景観行政団体となりますが、その他の市町村は都道府県と協議をすることで、景観行政団体になることができます。

《秋田県の景観行政団体》
 秋田県では令和元年12月現在、6市町村が景観行政団体となっています。

- ・秋田市
- ・横手市
- ・仙北市
- ・北秋田市
- ・小坂町
- ・大潟村

○景観行政団体ができること

市独自に景観に関するまちづくりを行っていくため、良好な景観の形成に関する基本計画として「景観計画」を策定することができます。

景観計画では、良好な景観の保全・形成を図るために、景観計画区域の設定、景観形成に関する方針、景観形成の基準、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針なども独自に定めることができます。

そのため、「秋田県の景観を守る条例」の規制をさらに細かく、地域の景観特性や観光振興等による地域の活力向上に資するような良好な景観の保全・形成を図る景観まちづくりを推進できるようになります。